

## 第8期 令和3年度 第1回

### さいたま市地域自立支援協議会 次第

日時：令和3年7月9日（金）15時～17時  
オンライン開催

○ 開 会

○ 議 題

1. 日中サービス支援型グループホームについて
2. さいたま市地域自立支援協議会の概要・各専門部会の取組について
3. 地域生活支援拠点について
4. 地域部会について
5. その他

○ 閉 会

# さいたま市地域自立支援協議会の概要

## ■さいたま市地域自立支援協議会について

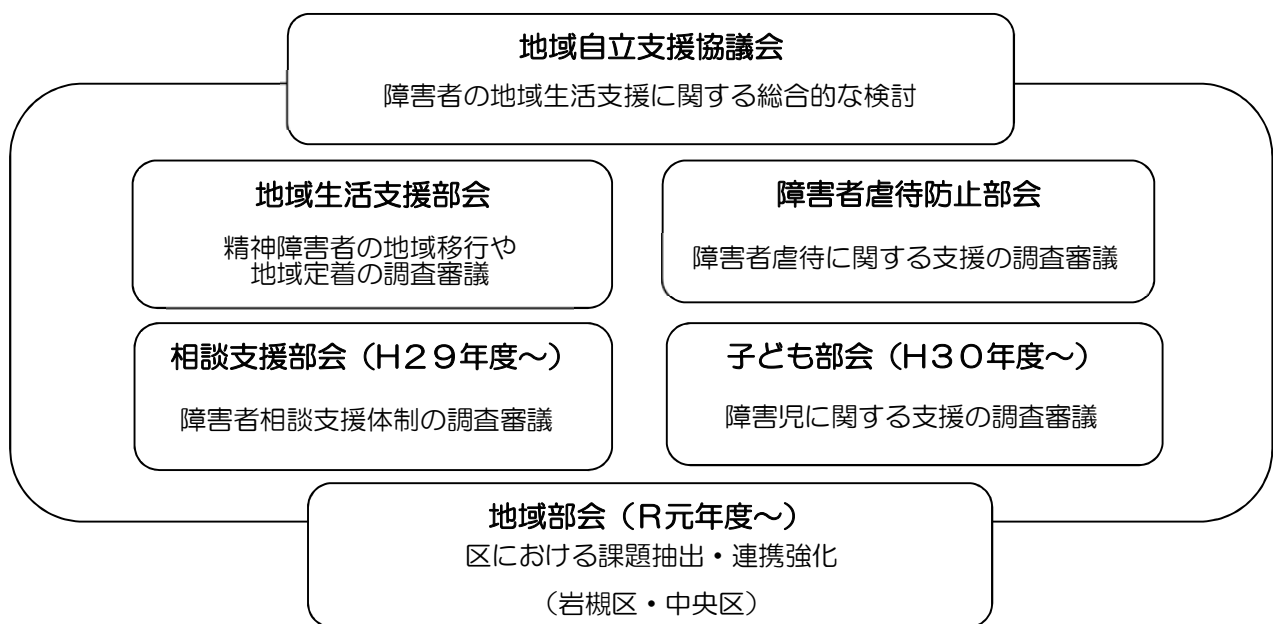
地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例第 31 条に基づき、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域のサービス基盤の整備、障害者の地域における自立した生活の支援に関する事項を調査審議する付属機関である。

## ■令和 3 年度の協議会体制

令和 3 年度の地域自立支援協議会は、本協議会及び専門部会によって構成。専門部会は、障害者の地域生活に関する支援について調査審議を行うことを目的とする「地域生活支援部会」、障害者虐待に関する支援について調査審議を行うことを目的とする「障害者虐待防止部会」、障害者相談支援体制について調査審議を行う事を目的とする「相談支援部会」、障害児に関する支援について調査審議を行うことを目的とする「子ども部会」を設置し、計 4 つの専門部会を設置している。

なお、令和元年度からは地域部会による、地域におけるネットワークの強化に向けた取り組みを開始した。

### 【協議会体制のイメージ図】



## さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（抜粋）

（自立支援協議会の設置等）

第31条 市長の諮問に応じ、障害者の地域における自立した生活の支援（次項において「地域生活支援」という。）に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。

2 自立支援協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に意見を述べる。

- (1) 地域生活支援に係る社会資源の開発に関すること。
- (2) 地域生活支援に係る施策の課題の検討に関すること。
- (3) 地域生活支援に係る方策の研究に関すること。
- (4) 地域生活支援に係る福祉事務所及び相談支援事業者に対する助言に関すること。

3 自立支援協議会は、委員12人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 相談支援事業者の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 障害者に関係する団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則 (抜粋)

(自立支援協議会の会長及び副会長)

第24条 さいたま市地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、自立支援協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(自立支援協議会の臨時委員)

第25条 自立支援協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者、自立支援協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 臨時委員の任期は、条例第31条第5項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(自立支援協議会の会議)

第26条 会長は、自立支援協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 自立支援協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(自立支援協議会の委員の守秘義務)

第27条 自立支援協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(自立支援協議会の庶務)

第28条 自立支援協議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(自立支援協議会の運営事項)

第29条 この規則に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、会長が自立支援協議会に諮って定める。

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

（平二二法七一・追加、平二四法五一・旧第八十九条の二繰下・一部改正）

## さいたま市地域自立支援協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議録)

第2条 会議の会議録を作成しなければならない。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開とする。ただし、協議会の決議により非公開とすることができる。

(傍聴の許可)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議の前に、自己の住所、氏名その他会長の必要と認める事項を告げて、会長の許可を受けなければならない。

2 傍聴人の人数は、傍聴席の状況により、会長が定める。

3 傍聴の許可は、先着順に行うものとする。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者

(3) 前2号のほか、会長において傍聴を不相当と認める者

(禁止行為)

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること

(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること

(4) 飲食又は喫煙すること

(5) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これらに類するものを持ち込み使用すること

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること

(退場)

第7条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(指示)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

**第8期 さいたま市地域自立支援協議会委員名簿**  
**【任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)】**

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	市職員	浦和区役所 健康福祉部 参事 兼 支援課 課長	荒井 孝浩	
2	福祉事業従事者	社会福祉法人久美愛園 理事長	内田 富士夫	
3	当事者団体	一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会 代表理事	加藤 シゲヨ	
4	行政機関	浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	加藤 美幸	
5	市職員	子ども家庭総合センター 所長 兼 保健福祉局 保健部 副理事	黒田 安計	
6	学識経験者	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 理事	遅塚 昭彦	
7	市職員	保健福祉局 福祉部 参事 障害者総合支援センター所長事務取扱い	遠山 博司	
8	福祉事業従事者	社会福祉法人ささの会 総合施設長	長岡 洋行	
9	福祉事業従事者	コーディネーター連絡会議 議長 見沼区障害者生活支援センターやどかり 管理者	三石 麻友美	
10	市職員	保健福祉局保健所精神保健課 課長補佐 兼 相談・支援第2係長	山川 敬子	
11	福祉事業従事者	社会福祉法人いーはとーぶ 理事 兼 生活介護事業いーはとーぶ 施設長	山口 詩子	

**第8期 さいたま市地域自立支援協議会地域生活支援部会**  
**【任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)】**

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	市職員	西区役所健康福祉部支援課 障害福祉係長	荒川 尚志	
2	福祉事業従事者	中央区障害者生活支援センター来夢 管理者	大須田 潤子	
3	市職員	子ども家庭総合センター 所長 兼 保健福祉局 保健部 副理事	黒田 安計	※
4	学識経験者	だるまさんクリニック 院長	西村 秋生	
5	福祉事業従事者	コーディネーター連絡会議 議長 見沼区障害者生活支援センターやどかり 管理者	三石 麻友美	※
6	市職員	保健福祉局保健所精神保健課 課長補佐 兼 相談・支援第2係長	山川 敬子	※
7	学識経験者	大宮厚生病院 理事長	渡邊 宏治	

※地域自立支援協議会委員



**第8期 さいたま市地域自立支援協議会障害者虐待防止部会**  
**【任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)】**

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	学識経験者	筑波大学 人間系(障害科学域) 助教	大村 美保	
2	福祉事業従事者	南区障害者生活支援センターあみ〜ご 管理者	高橋 美香子	
3	市職員	障害者更生相談センター 主査	武田 典子	
4	市職員	保健福祉局 福祉部 参事 障害者総合支援センター所長事務取扱い	遠山 博司	※
5	福祉事業従事者	社会福祉法人ささの会 総合施設長	長岡 洋行	※
6	福祉事業従事者	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課 相談支援係長	眞木 彩朋子	
7	福祉事業従事者	浦和区障害者生活支援センターむつみ 管理者	服部 純乃	
8	学識経験者	国立大学法人埼玉大学教育学部 准教授	宗澤 忠雄	
9	市職員	見沼区役所健康福祉部支援課 課長	八木田 直樹	
10	市職員	岩槻区役所健康福祉部支援課 課長補佐 兼 障害福祉係長	吉川 孝	

※地域自立支援協議会委員

**第8期 さいたま市地域自立支援協議会相談支援部会**  
**【任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)】**

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	市職員	緑区役所健康福祉部支援課 障害福祉係長	青木 隆浩	
2	福祉事業従事者	社会福祉法人久美愛園 理事長	内田 富士夫	※
3	福祉事業従事者	中央区障害者生活支援センター来夢 管理者	大須田 潤子	
4	福祉事業従事者	社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課長	久保田 雅明	
5	学識経験者	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 理事	遅塚 昭彦	※
6	福祉事業従事者	社会福祉法人ささの会 総合施設長	長岡 洋行	※
7	福祉事業従事者	大宮区障害者生活支援センターみぬま 管理者	山路 久彦	
9	福祉事業従事者	さいたま市大崎むつみの里 第2事業所 主査	頼経 直	
10	福祉事業従事者	浦和区障害者生活支援センター やどかり 管理者	渡邊 奏子	

※地域自立支援協議会委員

**第8期 さいたま市地域自立支援協議会子ども部会**  
**【任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)】**

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	市職員	中央区役所健康福祉部支援課 障害福祉係長	赤城 文仁	
2	市職員(医師)	総合療育センターひまわり学園 参事 兼 医師	後藤 晴美	
3	市職員(保育)	さいたま市立白幡保育園 園長	坂下 治子	
4	学識経験者	埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター 特任教授	櫻井 康博	
5	福祉事業従事者	社会福祉法人 桜楓会 医療型障害児入所施設 カリヨンの杜 理事長補佐	高野 暢彦	
6	市職員(教員)	さいたま市立さくら草特別支援学校 教諭	千々和 一億	
7	市職員(教員)	さいたま市立ひまわり特別支援学校 教諭	新妻 宏章	
8	福祉事業従事者	浦和区障害者生活支援センターむつみ 相談支援専門員	松本 京平	
9	福祉事業従事者	さいたま市私立保育園協会 副会長	三須 亜由美	
10	福祉事業従事者	株式会社ハート&アート 代表取締役	茂木 有希子	
11	福祉事業従事者	社会福祉法人いーはとーぶ 兼 生活介護事業いーはとーぶ 施設長	山口 詩子	※
12	市職員	保健所地域保健支援課 課長補佐	横山 悦子	

※地域自立支援協議会委員

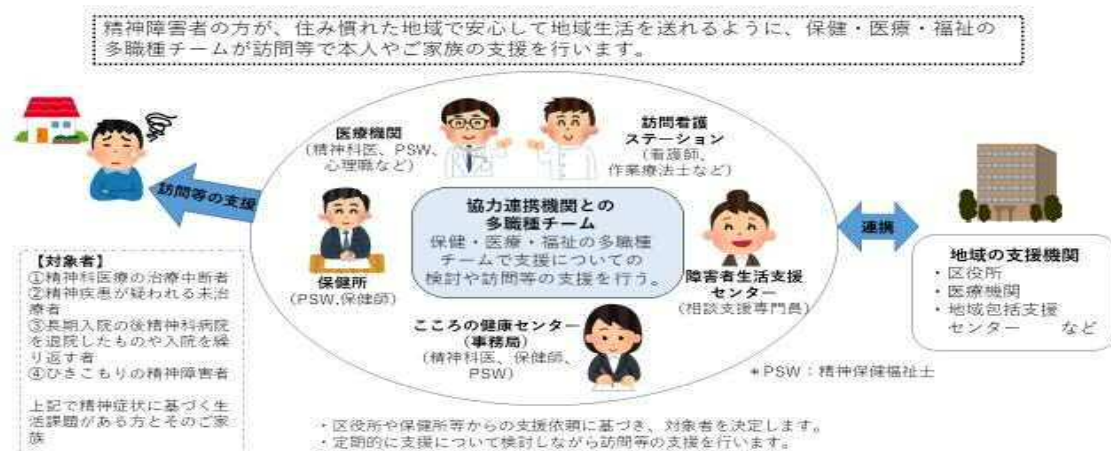
## ◆令和3年度地域生活支援部会について◆

### 【昨年度の取り組み】

- ・引き続き、アウトリーチモデル事業を実施する（見沼区・緑区）
- ・協力連携機関との訪問のべ回数は48回を目標とする

- ◆第1回 地域生活支援部会（R2.8.26）  
（アウトリーチモデル事業・こころの健康センター）
- ・現在実施中のモデル事業のシステムについて

### さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）モデル事業



- ・モデル事業の実施状況の報告

（精神障害者の家族支援・保健所精神保健課）

- ・精神障害者の家族支援について  
 仙台市モデルについての調査報告。  
 既存の家族教室との機能比較。

- ◆第2回 地域生活支援部会（R3.3.9 書面会議）  
 （アウトリーチモデル事業・こころの健康センター）
- ・さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）モデル事業について報告を行った。  
 【訪問支援件数について】※目標値 R1：24件 R2：48件

	協力連携機関との同行(※)	事務局のみ	合計 (年度ごと)
R1年度	34	46	80
R2年度(4～1月)	38	57	95
計	72	103	175

事務局と協力連携機関と同行で訪問した。それ以外でも対象者の状態に応じて、事務

局のみでの訪問を実施した。(支援対象実人数：8名)

※R2年度の目標値については、年度内に達成。

**【今年度の取り組み】**

- ・引き続き、アウトリーチ事業について事例を重ね、検討を行う(対象者の選定・通常支援への移行、対象者の変化に対する評価等)
- ・アウトリーチ事業実施区の段階的拡大(毎年2区ずつ)

## ◆令和3年度障害者虐待防止部会について◆

### 【昨年度の取り組み】

- ・ コロナ禍における障害者虐待の増加について事例検討
- ・ 障害者緊急一時保護事業の拡大について報告

### ◆第1回 障害者虐待防止部会 ( R2.8.12 )

- ・ 障害者虐待の事例検討
  - 事例報告 (岩槻区支援課・南区/浦和区/中央区障害者生活支援センター)  
新型コロナウイルスに起因する虐待について
  - 課題整理  
サービス供給量の減少による障害者の地域生活の制限 等
- ・ 令和元年度障害者虐待統計の報告

### ◆第2回 障害者虐待防止部会 ( R3.1.22 オンライン開催 )

- ・ 障害者虐待の事例検討まとめ
- ・ 障害者緊急一時保護等事業拡大について報告
  - 地域生活支援拠点の機能の強化  
「緊急時の受入れ」「体験利用」としての活用
  - 現状の障害福祉サービス等では緊急時の受入れが困難なケースへの対応  
精神障害者、身体・知的障害者で障害者手帳が無い者 等
  - 要綱一部改正、R3.4.1 施行

### 【今年度の取組】

- ・ 拡大する緊急一時保護等事業の効果的な活用方法について、  
コーディネーター連絡会議等と連携し、検討予定。
- ・ さいたま市障害者相談支援指針の改定について

## ◆令和3年度相談支援部会について◆

### 【昨年度の取り組み】

- ・地域生活支援拠点の整備について
- ・相談支援体制の強化について

### ◆第1回 相談支援部会 ( R2. 8. 19 )

- ・次期障害者総合支援計画に向けて  
基幹相談支援センターと地域部会について  
(現計画)

目標指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①基幹相談支援センター整備	3か所目の事業方針決定	3か所目の整備箇所の決定	3か所目の整備
②地域部会の設置	地域部会の事業方針及び設置区の決定	1区での実施	2区での実施 (合計3区)

### (次期計画)

目標指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①基幹相談支援センター整備	4か所目の設置	5か所目の設置	6か所目の設置
②地域部会の設置	1区での実施 (合計4区)	1区での実施 (合計5区)	1区での実施 (合計6区)

- ・障害者生活支援センター運営法人選定について  
コロナウイルス感染症関連対策で各法人とも忙殺されており、事務負担が過重となるためプロポーザルの実施を延期することとした。→別途、報告事項あり。
- ・地域生活支援拠点について  
地域生活支援拠点の5つの機能(①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・育成 ⑤地域の体制づくり)について、さいたま市での整備イメージを提示し、意見交換を行った。
- ・児童期の相談支援について(コーディネーター連絡会議からの報告)  
これまで、コーディネーター連絡会議において相談支援体制についての課題抽出を行っている。今後の課題として①乳幼児期の相談・支援の体制整備(事業所数・人員体制) ②連携体制の強化(教育や精神保健・医療分野)が挙げられた。

◆第2回 相談支援部会 ( R3.1.27 )

・障害者生活支援センター運営法人選定について

以下のスケジュールでプロポーザルを実施し、受託候補者を特定した。

全センターにおいて、受託候補者を決定した。(西・大宮・中央の各区においては提案の競合あり)

日程	実施事項
令和2年11月4日	公募開始
令和2年12月3日	公募締切
令和2年12月21日	選定委員会
令和3年1月14日	受託候補者決定 (通知発送 及び 市ホームページに公表)

・地域生活支援拠点について

引き続き、連携体制構築に向けた仕組みや手順づくりを進める。

・令和3年度に向けて

【計画相談への対応】

- ・相談支援専門員研修について埼玉県との意見交換等
- ・各区支援課におけるサービス等利用計画作成の案内に関する調査、検討

【計画相談以外】

- ・児童期の相談支援についての実態把握(療育機関、保健センター、児童相談所等)

【今年度の取り組み】

- ・地域生活支援拠点の整備について
- ・相談支援体制の強化について



## ◆令和3年度子ども部会について◆

### 【昨年度の取り組み】

- ・ 医療的ケア児実態調査のアンケート結果の報告
- ・ アンケート結果から、本市の現状課題やニーズについて分析
- ・ 新たな療育機能の設置について概要を報告

### ◆第1回 子ども部会（R2.8.31）

#### 医療的ケア児実態調査のアンケート結果報告

調査対象・・・さいたま市在住で、県内特別支援学校（小・中・高）に在籍している、日常的に医療的ケアを必要とする障害児

調査時期・・・令和2年1月～2月（12月に各特別支援学校に配布）

調査項目・・・医療的ケアの内容、相談先、学校の在籍状況 等

送付件数・・・1400件

回答件数・・・448件（内、医ケア児67件）

#### アンケート結果に関する意見交換・課題分析

- ・ 県立・市立特別支援学校に向けたアンケートのフィードバックを行う
- ・ 医療的ケアに関する施設や支援方法等の、情報把握の偏り 等

### ◆第2回 子ども部会（R3.1.29 オンライン開催）

#### 新たな療育機能の設置について

さいたま市総合療育センターひまわり学園所長の吉野委員から説明

### 【今年度の取り組み】

医療的ケア児のアンケート結果から、引き続き本市の現状課題やニーズについて分析するとともに、今後の医療的ケア児の支援方法について検討を進める。

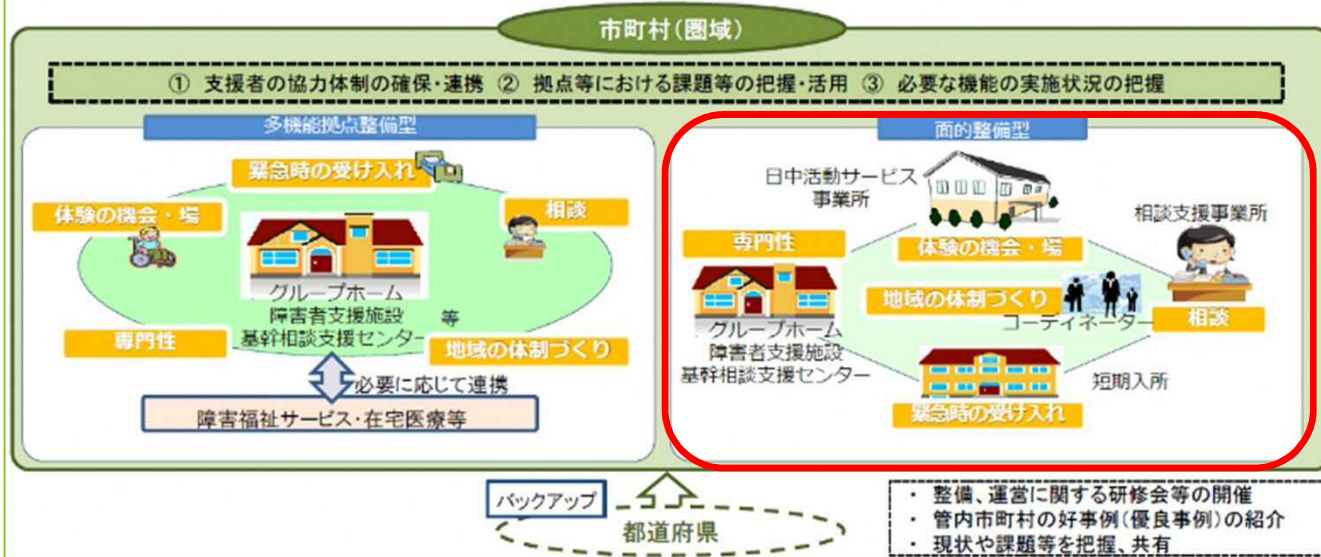
# 生活支援拠点のイメージ図と本市での整備手法について

## 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(国パンフレットによるイメージ図)

## 国の整備手法イメージ

- ・多機能拠点整備型（左下図）  
入所施設等を中心に5つの機能充足を図る。  
必要に応じて関係機関と連携する。
- ・面的整備型（右下図）  
既存の事業所やサービスのネットワークを活性化させ、5つの機能の充足を図る。

本市においては、自立支援協議会での協議を重ね、**面的整備型**を採用することとしている。

## さいたま市地域生活支援拠点事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害者が住み慣れた地域において安心して生活ができるよう、関係機関の連携による切れ目のない支援を行う地域生活支援拠点の整備等を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「地域生活支援拠点」とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において示された地域生活支援拠点等のうち、次項に規定する機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

2 この要綱において「地域生活支援拠点における機能」とは、次の各号に掲げる機能をいう。

- (1) 相談 さいたま市障害者生活支援センター設置要綱(平成18年さいたま市制定)第5条の規定による基幹相談支援センター(以下「基幹相談支援センター」という。)、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連携体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受け入れ態勢を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

### (事業内容等)

第3条 地域生活支援拠点は、「地域生活支援拠点における機能」を担うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚

生労働省告示第 523 号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 124 号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 125 号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 126 号)に基づき、地域生活支援拠点等に位置付けられていることが要件となっている加算の算定が可能な障害福祉サービス等(以下「拠点事業」という。)を実施する。

(実施主体等)

第 4 条 拠点事業の実施主体は、前条に規定する障害福祉サービス等を提供する事業所(以下「拠点事業所」という。)として市長が登録した者とする。

(利用者)

第 5 条 拠点事業の利用者は、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(平成 23 年さいたま市条例第 6 号。以下「ノーマライゼーション条例」という。)第 2 条第 4 号に規定する障害者とする。

(運営方法)

第 6 条 市は、拠点事業所が拠点事業を実施するため、ノーマライゼーション条例第 31 条第 1 項に規定するさいたま市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)において、地域の現状分析や必要な機能の整理等について検討を行う。

(拠点事業所の登録)

第 7 条 第 4 条の規定による登録を受けようとする者(以下この条において「申請事業者」という。)は、拠点事業所を設置する区又は拠点事業を実施する区の基幹相談支援センターを通じて当該拠点事業所が担う機能等について、協議会に報告し、評価を受けるものとする。

2 前項の規定による評価を受けた申請事業者は、さいたま市地域生活支援拠点事業所登録申請書(様式第 1 号)に法人代表者等名簿及び誓約書(様式第 2 号)及び運営規定を添え、市長へ申請するものとする。

3 申請事業者は、前項の規定による申請(次条第 1 項の規定による変更の届出及び第 9 条第 1 項に規定する再開の届出を含む。)をするとき、原則として、第 2 条第 2 項第 5 号の規定による地域の体制づくりを含めて申請するものとする。

4 市長は、第 2 項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の適否を決定し、20 日以内にさいたま市地域生活支援拠点事業所登録決定通知書(様式第 3 号)に

より通知するものとする。

- 5 市長は、前項の規定により拠点事業所として登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、その名称、所在地、法人名、営業日、営業時間等を公表するものとする。
- 6 登録事業者は、拠点事業所について、実施した事業の内容を記録し、5年間保存しなければならない。

（拠点事業所の変更の届出）

第8条 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかにさいたま市地域生活支援拠点事業所登録変更届出書（様式第4号）に運営規定を添え、市長に提出するものとする。

- 2 前項の届出に当たっては、「地域生活支援拠点として担う機能」に変更があった場合は基幹相談支援センターを通じて協議会に報告するものとする。

（拠点事業所の廃止等）

第9条 登録事業者は、拠点事業所を廃止又は休止するときは、その1月前までにさいたま市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書（様式第5号。以下「廃止・休止・再開届出書」という。）を、再開したときは、その後10日以内に廃止・休止・再開届出書を市長に提出するものとする。

- 2 前項の届出に当たっては、基幹相談支援センターを通じて協議会に報告するものとする。

（調査等）

第10条 市長は、拠点事業の趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう、登録事業者に対して、各事業の運営状況に係る調査を必要に応じて適宜実施することができる。

- 2 市長は、登録事業者に対して、各事業の運営状況について、必要に応じて報告を求めることができる。

（登録事業者の取消し）

第11条 市長は登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消することができる。

- (1) 拠点事業が継続できなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により登録決定されたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(個人情報の保護)

第 12 条 拠点事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、さいたま市情報公開条例（平成 13 年さいたま市条例第 17 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たって必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 所在地  
事業者名  
代表者名

さいたま市地域生活支援拠点事業所登録申請書

地域生活支援拠点の機能を担う事業所として、以下のとおり申請します。

開始年月日	年 月 日
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電 話： F A X： E-mail：
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点として担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
地域生活支援拠点として担う機能の詳細	
備考	

※添付書類：運営規定





様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

さいたま市長

さいたま市地域生活支援拠点事業所登録決定通知書

このことについて、以下の事業所を、地域生活支援拠点の機能を担う事業所として決定したので通知します。

開始年月日	年 月 日
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電 話： F A X： E-mail：
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点として担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
地域生活支援拠点として担う機能の詳細	
備考	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 所在地  
事業者名  
代表者名

さいたま市地域生活支援拠点事業所変更届出書

地域生活支援拠点の機能を担う事業所として変更がありましたので、以下のとおり届け出ます。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

<変更内容（変更後の内容を記入）>

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電 話： F A X： E-mail：
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点として担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
地域生活支援拠点として担う機能の詳細	
備考	

※添付書類：運営規定

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 所在地  
事業者名  
代表者名

さいたま市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書

地域生活支援拠点の機能を担う事業所として（廃止・休止・再開）しますので、以下のとおり届け出ます。

（廃止・休止・再開）日	年 月 日
-------------	-------

<（廃止・休止・再開）内容（（廃止・休止・再開）後の内容を記入）>

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電 話： F A X： E-mail：
事業所番号	
事業所の種類	
地域生活支援拠点として担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
地域生活支援拠点として担う機能の詳細	
廃止・休止・再開する理由	

※添付書類：運営規定

令和2年10月

# 千葉市 地域生活支援拠点システム 運営ガイドライン

※一部抜粋



千葉市保健福祉局高齢障害部  
障害福祉サービス課

## (2)地域生活支援拠点の増設

開設	法人名	事業所	特徴
平成29年4月	(福)あしたば	中野学園	知的障害に強い
令和2年10月	(福)宝寿会	若葉泉の里	身体障害に強い
令和2年11月	(福)ワーナーホーム	フジエール・鎌取相談支援センター	精神障害に強い

- ・人員体制は、各拠点ともに管理者1名・コーディネーター1名・事務補助1名
- ・3拠点とも全ての障害種別に対応するが、強みの違う法人へ委託
- ・令和2年9月まで中野学園では**若葉区、緑区の区民を対象に実施**していたが、**10月からは2拠点（11月からは3拠点）とも市民（市内全域）を対象に支援を実施**
- ・3拠点とも緊急受入及び体験利用のための空床を2床確保

## (3)地域自立支援協議会の体制強化

1. 運営事務局会議の運営主体が、**市直営から各区障害者基幹相談支援センターの輪番制へ変更**
2. 地域部会及び相談支援事業所意見交換会が**2区毎から1区毎へ組織変更**
3. 相談支援事業所意見交換会→各区基幹により**2か月毎から毎月開催へ変更**
4. 委員構成の見直し
  - (ア) 障害者相談支援事業者及び知的障害者生活支援事業者から**各区障害者基幹相談支援センター事業者へ変更**
  - (イ) **全体会及び運営事務局会議に拠点コーディネーター、千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議委員が加入**
  - (ウ) **全体会、運営事務局会議及び地域部会に(福)千葉市社会福祉協議会が加入**



地域生活支援拠点等の整備について

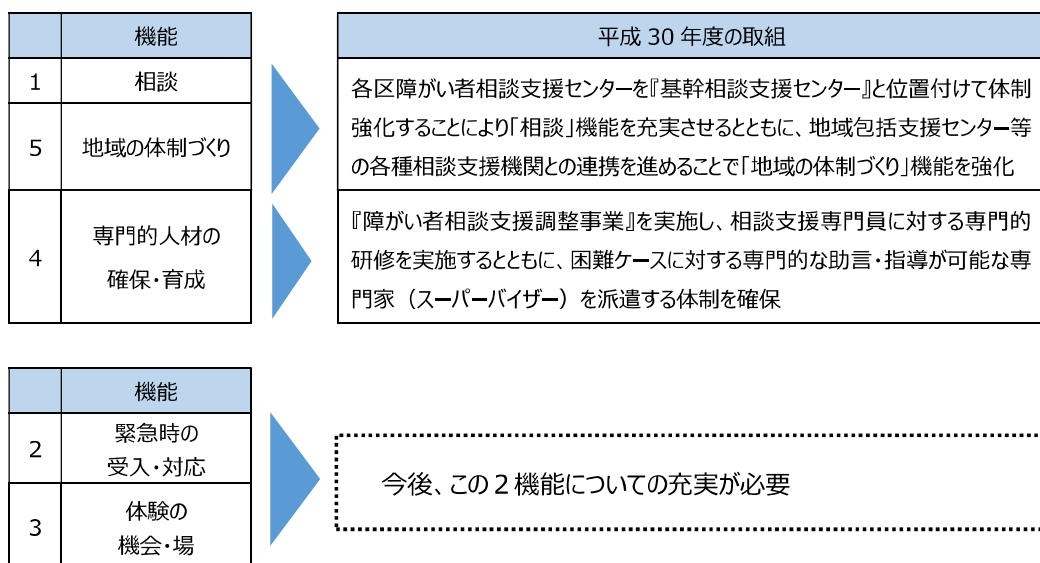
- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための5つの機能について、地域の実情に合った創意工夫により整備。（地域生活支援拠点等の整備）
- 国の基本指針：平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所整備。

1. 地域生活支援拠点等の必要な機能

	機能	国が求める機能
1	相談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能
2	緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4	専門性	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
5	地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

大阪市では様々な社会資源（障がい福祉サービス事業所等）があることから、**地域生活支援拠点等については、障がい者の生活を地域全体で支える面的な体制の整備を行う。**

2. 平成 30 年度の実施内容及び今後の課題



### 緊急時の受入・対応について

- ・「緊急時の受入・対応」については、重度の障がいのある方も受け入れできる短期入所の充実が必要
- ・短期入所については今年度報酬改定が実施

#### 報酬改定概要

- ・短期入所について、介護者の急病等により緊急に受入した場合の加算が拡充
- ・介護者の急病等により定員を超えて受け入れた場合の加算が創設

短期入所における緊急対応について報酬改定の影響をみたくて引き続き検討

### 体験の機会・場について

- ・「体験の機会・場」は、地域移行や親元からの自立等に向け、生活の場を移行しやすくするための体験する機会を提供すること
- ・そのためには、地域移行や一人暮らしを希望する人を把握したうえで、グループホームや日中活動系サービスなどの必要なサービスへ適切に結びつけるコーディネート機能が重要

障がい者基幹相談支援センターにおけるコーディネート状況についてヒアリング等により調査地域移行を含めた具体的な進め方について、ワーキング会議により検討を行う希望者を把握し移行先とのマッチングが円滑に進むような仕組みづくりについて検討していく

### 3. 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所について

平成30年度障がい福祉サービス等報酬改定において、地域生活支援拠点等の機能の充実強化を図ることを目的として、「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所」として市町村が認めた事業所について、その旨を運営規程に規定し届出た場合に算定できる報酬が創設された。

#### <報酬算定上の影響箇所>

##### ①日中活動系サービス

- ・体験利用支援加算 + 50 単位/日

➢ 障がい者支援施設において生活介護等を利用する者が地域移行支援の体験利用をする 場合において、障がい者支援施設の従業員が地域移行支援事業者との連絡調整等を行った場合に算定

##### ②施設入所支援

- ・体験宿泊支援加算（新設） 120 単位/日

➢ 障がい者支援施設に入所する方が地域移行支援の体験宿泊を利用する場合において、障がい者支援施設の従業者が地域移行支援事業者との連絡調整等を行った場合に算定

##### ③地域移行支援

- ・体験利用加算、体験宿泊加算 + 50 単位/日

#### ④計画相談支援

- ・地域生活支援拠点等相談強化加算（新設） 700 単位／回（月 4 回まで）
  - 連携する短期入所への緊急時の受入対応をした場合に加算
- ・地域体制強化共同支援加算（新設） 2,000 単位／月
  - 支援困難な計画相談支援利用者に対して、福祉サービス事業者等の支援関係者と 会議のうえ情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養や地域生活において必要な説明・指導等を共同で行うとともに、地域課題を整理し協議会に報告を行った場合に加算

#### <地域生活支援拠点等の機能を担う事業所について>

- ・各区の障がい者基幹相談支援センターは地域における中核的な相談支援機関として、「相談」「地域の体制づくり」機能にかかる「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所」として認定
- ・「地域体制強化共同支援加算」について、整理した地域課題を各区地域自立支援協議会に報告することとし、報告された内容については定期的に福祉局において集約し、大阪市地域自立支援協議会において報告・議論を行うことを想定



# 令和2年度 岩槻区地域部会報告

報告者：さいたま市健康福祉部支援課、さいたま市岩槻区障害者生活支援センターささぼし

## 令和元年度のまとめ

### ①障害のある人を理解して対応できる人材の育成

方法：さまざまな研修や相談しあえる環境を作って、岩槻でなら安心して働けるという環境づくりを進める

### ②岩槻区の特性を生かした地域づくり

事業所間の横のつながりをよりいっそうすすめていき、また地域とのつながり、商工会議所なども巻き込んで、障害のある人の活動を知らせてもらったりくみをしていけると良い。

### 地域部会として、さいたま市への報告

○災害時の地域連携を考え、緊急連絡体制や災害弱者への支援体制づくりが必要

○地域部会ができたことはとてもよかった。顔ネット・5つの部会の活動のつながりが弱かったところがあったが、地域部会が設置され、自立支援協議会との関係が明確になったことで、参加者の意識も高まり、参加する人も増え、活性化した。横のつながりがさらに深まったとの意見が多数出ている。委員を中心に、主体的に研修などを企画開催し、全体的に活性化・人材の育成につながっている。

○地域部会の取り組みは、地域ごとの課題や実情把握に非常に有効であり、区ごとに必要なものだと考えている。来年度も、災害時の地域連携や人材育成など、具体的な実践につながるよう、進めていきたい。

## 令和2年度の活動での成果・取り組めたこと

○新型コロナウイルスの流行によって、すべての計画が中断

（利用者交流ピーチバレーや大規模災害対策をテーマにした顔ネットも中止）

○4月新型コロナに関するアンケート調査を実施

○6月顔ネットの開催やオンライン環境に関するアンケート調査実施

○7月からオンライン化を進め、運営会議を再開

○9月～第1回顔の見えるネットワーク会議・・新型コロナウイルス基礎研修（カリヨンの杜・鍵本聖一先生）

はたらく部会・・新型コロナ対応情報交換・福祉マルシェ（人形会館前の合同販売）

くらす部会・・新型コロナ対応情報交換

こども部会・・教育相談室について知る、新療育センターについて

居宅さぼーと部会・・新型コロナ対応情報交換

相談支援連絡会・・BCP作成・障害者総合支援計画・生活支援拠点について意見交換

○この状況下で、オンラインでも情報を交換できたことはとても良かったとの声が多かった。

○オンライン化については、経験のない事業所がほとんどで、マニュアルを配布したり、何度も全体や個別でリハーサルを行って進めた。だんだんと慣れて、運営会議等もスムーズに行えるようになった。

○2月 こども部会・・新事業所紹介・情報交換

相談支援連絡会・・ストレングスモデルによるグループスーパービジョン

3月 新型コロナ臨時情報共有会・感染発生施設からのご報告（啓和会理事・けいかわ総務課長 金子修一氏）

第2回顔の見えるネットワーク会議・・意思決定支援研修（日本意思決定支援ネットワーク・水島俊彦先生）

くらす部会・・スーパーバイザーを呼んでの実践報告

はたらく部会・・目白大学櫻井先生監修健康体操と意見交換会

居宅さぼーと・・アンケート実施



## 第1回 岩槻区地域部会

○さいたま市障害支援課志村氏より「地域生活支援拠点について」

○各部会の活動報告

○テーマでの検討

①新型コロナ対策

・新型コロナへの対策や制度に関する情報など、あまり効果的に地域に伝わっていない。岩槻では、顔ネットや部会などで情報提供があり、助かったとの声が多数あった。今後も横の連携が必要。

・個別に訪問し対応しているヘルパー事業所は、高いリスクを負って支援業務をしている。定期的な検査などを優先的に受けられるように考えてほしい。（※今後、ワクチンも同様）

情報について

・地域の学校や保育園でコロナが発生した情報が、噂話の次元で入ってきたり、複数の学校から利用している児童の事業所ではかなり不安がある。地域ですできるだけ、正しい情報共有ができないか。メーリングリストの活用など。

・地域部会の委員や、部会からできる範囲の情報をみなさんに広げて、気をつけていけると良い。いろいろな制限、個人情報で難しいが、リスク管理ができるのではないかな。

支えあいについて

・利用者を支えるのは職員で、職員が感染してしまうと利用者が困る。小さな事業所は職員が少なく、どうになってしまうのか心配がある。岩槻区の中でシステムを作り、お互いに協力体制を組むことができれば。

・ヘルパーの派遣について、濃厚接触者にならないければ支援に入ろうと決めごとをしているが、今後、事業所で発生して、どうしても支援に入れないことも予想される。そういう時、臨時的に他事業所で支援できるような仕組み作りができればよい。

・県の互助ネットワークなどの事業があるが、ホームは支援の網から漏れてしまう。そのため、地域で互いに協力し合えたら。

②人材育成・確保に関して

・今年度以降も、オンラインを使った研修を続ける。若い人が悩みを話せる場所がないので、新人を対象として、部会を越えたお茶会とかできないか。ナースによるガウンの脱着講座などは、とても良い。

・事業所の中で、人材育成をどのようにしたらいいんだろう？と悩んでいる事業所もあるので、例えば、交換実習みたいなことができればいいのではないかな。そうすると、お互いの事業所の中のことわかるし、職員のこともわかる。ただ、このコロナ禍でそういうのがなかなかしづらいため、方法はどのようにしたらいいのかなという意見があった。

③緊急にしない支援（8050問題への対応も含め）について

・支援課の取り組み⇒知的障害重度の方で高齢の親御さんと生活している方をデータの中から抽出

90代のお母さんと2人暮らしの息子さんという方が抽出され、連絡を取ったら、お母さんは非常に元気だったが、何かあったら相談しますというやりとりができたとのことで、そういうことはすごく大切なこととみんなで確認、共有した。

今後も、対象を考え、支援につながっていない方の抽出をし、早めにサービスに繋がる支援に取り組んでいけると良い。

児童期から、親御さんと関わるところで、障害の受容や特性に合わせた対応など、改めて児童発達の支援をしている事業所が担っていく必要があることを共有できた。



## 第2回 岩槻区地域部会 ～ 令和2年度のまとめ ～

○さいたま市障害支援課志村氏より「報酬改定における地域生活支援拠点、さいたま市内のコロナ感染状況」説明

地域生活支援拠点の加算説明

さいたま市内事業所で発生した新型コロナについて

○北区健康福祉部支援課・北区障害者生活支援センターより、「新型コロナウイルスへの取り組み紹介」

障害があるゆえに、病院にうまくつなげられない人、同行が必要な人などが発熱、コロナが疑われる場合、どこに相談したらいいのかなという事例に直面して、地域でフローチャートなどを作成した。

各事業所との連携は、北区だけでなく、さいたま市全体で必要。そのため、岩槻区地域部会でも意見をもらえたらと思う。

初期の病状調査票・行動記録なども、市立病院などに相談しながら作成した。

居宅介護事業所では、どの時点で、支援の停止などを検討するかなど、具体的な新型コロナウイルス対応について、アンケート調査を実施する予定。

○こども部会・相談支援連絡会より部会報告

・こども部会では、他事業所や成人施設の見学がしたい。交換研修をしてみたい等の意見が多かった。

・相談支援連絡会では、GSVを実施、オンラインでもうまくいき、今後継続していきたい。

## ワークシートを使っでの整理

### ①人材育成・定着

#### 岩槻区でできること

- ・横のつながりをつくるアイデア・・若い人たちを中心に交流の機会をつくる。日頃、困っていることを吐き出したり、メンタルケアの部分をフォローできるように。オンラインで、事業所持ち回りで実施。
- ・異業種から入ってくる人の育成が必要。
- ・ヘルパーを希望する人が少ない。3ヶ月くらいでひとつの山が来る。定着していただくために良い研修ができれば。
- ・地域部会はとても良い機会、オブザーバー枠を広げ、中堅の職員育成にも役立つのではないかな。

#### さいたま市自立支援協議会で取り組むべき課題

- ・埼玉では、サビ管研修が3,000人規模になっていくことが想定される異常な状態。
  - ・相談支援専門員のほうは、定員が少なく、申し込んでも受けられない状況になっている。
- ⇒さいたま市や自立支援協議会で法定研修をできないか。

### ②ネットワーク・利用者・事業所の交流・連携

#### 岩槻区でできること

- ・11/3に福祉マルシェを実施した。5事業所に参加いただいた。ぜひ第2回も開催したい。4月から地域協働加算などの新しい加算もあり、こうした合同の取り組みやレクレーションを通じて活用できたらいいのではないかな。
- ・ナミヤビ（地元タウン誌）に法人内の事業について掲載してもらっているが、他の事業所も紹介できたら良い。
- ・はたらく部会でアイデアとして合同キャラクターづくりが出ている。各事業所の利用者さんから出してもらって、共通のキャラクターを作る。一回きりにならないよう、オリンピックのように2021年キャラクターなど1,2年単位で作っていきるとよいのではないかなと思う。コロナが終息しても、オンライン交流を続けられるといいと思う。同じ興味を持つ利用者さんが集まって、交流を持てたらどうか。
- ・研修や交流も今後活かせるように広げていき、横のつながりの質を上げるところまでいく必要がある。研修を企画するにしても勉強したことをチームでどうアプローチするかを考えていけるとよい。
- ・相互の見学会・交換研修をやりたいとの意見が多い。交換研修なら、1回目はいろいろと楽しいことを行ない、それをもとに事業所で変わったことや自分の意識の変化など確認できるとよい。2,3回で1セット研修とするといいいのではないかな。
- ・目白大学のように地域の学校や学生との繋がりを継続していきたい。目白大学では、コロナの影響で、院内実習がなくなり、作業所やデイサービスに実習の場を広げている。こうした機会も大切にしたい。

### ③感染症対策・防災について

#### 岩槻区でできること

- ・埼玉県発達障害福祉協会の情報共有：県内障害者支援施設では、互助ネットワークも実施。県内2ヶ所でケアラー支援事業も行なっている。以前はCOVMATの派遣もあり、施設職員もアドバイザーとしてCOVMATに同行している。昨年11月中頃から保健所が逼迫し、機能低下。現地でソーニングの仕方や出入り方法の支援を教えてもらえるとかなり効果的だが、保健所逼迫に並行してCOVMATが入るのが遅くなっていた。その後、大きなクラスターが年末にかけて相次いだ。東部の施設では通所施設で発生して、在宅・グループホーム等他の事業所、入所施設にも感染が拡大した。
  - ・実は、事業所で陽性者が出た。すぐにささほしやさいたま市から連絡をいただいた。初期行動の方向性があって、動くことができたことが大きい。PCR検査が24時間体制で行なっている病院の情報をいただいて、検査キットを受け取りに行き、提出後、検査結果が出るのは早かった。
  - ・地震や火事を想定し、法人内で消防署に依頼して通報訓練や消防訓練を要望したところ、実施するにあたって、大きい消防車が来ることになるとの話があり、スペースからも1事業所でやるとなると難しい。合同で行えると良い。オンラインで消火方法や消火器の使い方など初期消火について学ぶのも良いかもしれない。
- ⇒地域全体で目白大学など広い敷地やグラウンドを借りて、他業種も一緒に企画して実施できるといいのではないかな。
- ・アプリを使用して、一斉に情報共有できたり、情報を流してもらえるシステムがあるといい。他事業所を併用しているケースも多いため、どこで陽性者が発生したかわかるといい。
- ⇒らくらく連絡網というアプリを使用して緊急時や災害時も含め、保護者に連絡するようにしている。災害時こそ横のつながりが必要だと思う。
- ・災害訓練や福祉避難所開設の訓練をしているが、専門知識のある方にアドバイスをもらえるといい。
  - ・ヘルパー利用者で陽性者が出た時、通院できない人の対応をどうすればいいのか、他事業所への通所など利用している時、どこまで連絡したらいいのか。どこに連絡して情報共有したらいいのか。ヘルパーもワクチンを早めに接種したい。大規模災害時にどこまで対応できるのか。

#### さいたま市自立支援協議会で取り組むべき課題

- ・北区より：小さい事業所ではBCP作成が未作成のところが多い。必要にせまられてフローチャート等を作成した。ぜひ意見をもらいたい。
- ・区の中で完結しないこともある。身近なところから取り組み、他区やさいたま市への投げかけが必要。
- ・BCP作成や初期行動は各事業所で考えられていると思うが、利用者や家族からもし感染したらどうなるのかという相談もある。相談員として、不安に思っていることに対して伝えられることがあるだけでも安心材料になるのではないかと。医療、保健所、行政で話し合いの場を作ってもらえるといい。岩槻区内でも実施し、部会の代表者が参加して話し合いできるといいのではないかと。
- ・法人で陽性者が出たが、保健所や行政に聞いても濃厚接触者はいないとのこと、PCR検査も自己判断でとの話だった。利用者さん伝いに噂が立ってしまい、改めて説明することもあった。正しい情報をオープンにしていくことで、過度な不安をあおらずにすむのではないかと。正しい情報を集めて発信していくことが大事。
- ・ワクチンの情報が欲しい。接種方法は、障害のある人の場合、集団で通院することが難しい。医師会等との協議も必要である。

#### ④権利擁護・虐待防止

##### 岩槻区でできること

- ・くらす部会でも世話人と利用者さんの関係性が家族っぽくなり、倫理意識が低くなる。それが権利侵害に繋がっていくことに気付かない。部会では、外部の講師を呼んで、世話人研修を実施しているが、研修を継続できるといい。利用者さんは正しい知識を得づらいため、職員と一緒に学べるといい。
- ・ヘルパーは障害者支援の研修の機会が少ないため、事業所のみで研修することになる。繰り返すことが大事。地域で研修を実施し、情報共有や同じ方向を向いて、権利擁護が根付いていくとよい。障害、高齢分野を含めて。
- ・ヘルパーが利用者さんからハラスメントを受けることもあり、多様化している。訪問すると、介護者に障害や高齢の理解がなくて不適切な対応もある。ただ、その家族がいることで生活が成り立っているため、説明が難しいと感じる。地域で考えていきたい。

#### さいたま市自立支援協議会で取り組むべき課題

- ・権利擁護に関しては、推進していくもの。そのためにはより住民レベルに広げていく必要がある。
- ・ヘルパーや医療者・教育関係など、障害者虐待や権利擁護の研修が少ない人にも対象を広げていく取り組みが必要。

#### ⑤地域生活支援拠点

##### 岩槻区でできること

- ・地域生活支援拠点については、これまでの話の中では、皆がまだよくわからないと感じているのが実情。勉強をしていく。
- ・支援課で8050問題については、抽出の要件として、療育手帳OもしくはA、高齢の片親との同居、低所得、障害福祉サービス利用なしの世帯として調査したところ、2世帯が該当した。その世帯と接触したところ、今すぐ支援をということではなかったが、今後、継続して接触していこうかなと思っている。今後も相談支援連絡会を中心に取り組んでいく。

#### さいたま市自立支援協議会で取り組むべき課題

- ・地域生活支援拠点については、分野を越えた領域での連携が必要。コロナ、防災について、行政と話していても大なり小なり縦割りが出てくる。縦割りを考えたら、区単位だからできることもある。行政で音頭を取ってもらいたい。
- ・地域生活支援拠点は支援を必要としている人にすぐ支援できることが望ましいが、地域生活支援拠点の整備の体制づくりが拠点。手続きを決めて、協力できる流れを作ることが本来の拠点の意味。岩槻では協力の部分が一步進んでいるということであり、ただ、岩槻だけでやる意味ではない。さいたま市として、協力体制の流れを作っていくことが必要。

#### ⑥その他

##### さいたま市自立支援協議会で取り組むべき課題

- ・相談の立場からすると、相談員数が不足している。特に計画相談。利用者さんの数は年々増加している。特定相談支援事業所のキャパも超えており、委託相談も同様。そのため、委託相談の機能が十分に果たせない。さいたま市全域で起こっている。
- ・集団指導で行政から説明を受けることがあるが、4/15までに加算や申請書等の書類提出となると、あと1ヶ月で準備しなければならない。書面だけではなく、常時、オンライン等で見られるといい。
- ・5年以内に岩槻に療育センターや特別支援学校ができる。個別の児童発達支援で受け取ってもらえるところを作ってもらいたいという声があり、法人でも考えている。成長とともに成人の事業所に関わっていくようになるが、児童期がより大切になる。2次障害からくる行動障害等もあり、公的な機関と連携を図れるように話し合いの場があるといい。
- ・こうしたことを自立支援協議会にあげて、そのあとはどうなるかということを知るようにしていく必要がある。他区にも広がっていくことも想定すると、岩槻区の中での岩槻区地域部会を中心とした、縦の流れ、そして、他の区に広がる横の流れを整理して、進めてほしい。

このような経過・整理をふまえて・・・

さいたま市自立支援協議会で検討していただきたいこと

## ① 新型コロナウイルス対策について

### ○情報共有の場など

障害のある人が感染した場合、どのようなリスクがあるのか、保健所、保健福祉部局、施設、相談などの情報共有の場が必要です。共有の場を設けていただけるよう、お願いします。なお、新型コロナウイルス以外にも、大規模災害への対策は、行政の分野領域を超えた連携が必要です。障害支援課が窓口となっ  
ていただけるようお願いいたします。

### ○初動の相談・対応の流れ

北区の取り組み例から、初動の段階での基本的な相談・対応の流れ（フロー）が、ある程度決まっていることで、現場の対応が円滑になると思われます。障害福祉サービス事業所での新型コロナウイルス発生状況についても定期発信・注意喚起があると、対策が立てやすく、大変助かります。

### ○ワクチン接種

障害者施設の入所者も高齢者施設同様のリスクがあり、優先接種できるように担当部署に依頼してください。また、居宅介護ヘルパー、入所施設職員についても、感染拡大リスクが高く、早期に接種する必要性が高いことを共有し、伝えてください。

入所施設の障害者の接種方法については、集団で接種会場に行くのは困難なため、方法について検討していただければと思います。

## ②地域生活支援拠点

岩槻では地域部会ができ、生活支援拠点の話し合いの土台ができてきていますが、区で取り組む部分と、さいたま市で取り組む部分と整理していかないと、実効性が伴わなくなると思われます。

潜在的にリスクがある人を把握すること、相談・支援のルートなど、全体的に定めていくことが必要です。

入所施設・ヘルパー・さまざまな事業所が理解、協力してくれるような、連携・協議の場が必要です。

## ③相談支援専門員、事業所の不足

計画相談の需要に対し、相談支援専門員や事業所が大きく不足しています。このままでは、利用したいと希望される方が、計画相談を利用できなくなります。早急に対応策を検討していただければと思います。

## 第 6 回地域自立支援協議会における岩槻区地域部会からの意見に対する回答案

## ① 新型コロナウイルス対策について

## ○情報共有の場など

障害のある人が感染した場合、どのようなリスクがあるのか、保健所、保健福祉部局、施設、相談などの情報共有の場が必要です。共有の場を設けていただけるよう、お願いします。なお、新型コロナウイルス以外にも、大規模災害への対策は、行政の分野領域を超えた連携が必要です。障害支援課が窓口となっていただけるようお願いいたします。

## 【回答案】

各事業所におかれましては、関係機関が提供する最新情報の収集に努められていることと思います。情報共有の場が必要とのことですが、日々感染状況が変化する中で、その都度、必要な情報を有する関係者を集め、特定の共有の場を設けることは非常に難しいのが現状です。障害支援課では、状況に応じ関係機関からの情報収集に努め、事業所等と情報共有し、障害以外の部署との協議が円滑に進むよう、できる範囲で協力してまいります。

## ○初動の相談・対応の流れ

北区の取り組み例から、初動の段階での基本的な相談・対応の流れ（フロー）が、ある程度決まっていることで、現場の対応が円滑になると思われます。障害福祉サービス事業所での新型コロナウイルス発生状況についても定期発信・注意喚起があると、対策が立てやすく、大変助かります。

## 【回答案】

こちらは、地域自立支援協議会にお諮りする前に、8月31日に予定されている相談支援部会場で検討してから、あらためて本協議会に諮らせていただきたいと考えております。

## ○ワクチン接種

障害者施設の入所者も高齢者施設同様のリスクがあり、優先接種できるように担当部署に依頼してください。また、居宅介護ヘルパー、入所施設職員についても、感染拡大リスクが高く、早期に接種する必要性が高いことを共有し、伝えてください。

入所施設の障害者の接種方法については、集団で接種会場に行くのは困難なため、方法について検討していただければと思います。

## 【回答案】

国は、重症化のリスクの大きさ、医療提供体制の確保等を踏まえ、まずは医療従事者等への接種、次に高齢者（65歳以上を想定）、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方々、その後、それ以外の方々に対し、ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種することとしています。

障害支援課では、ワクチン接種のスケジュール管理などを担う新型コロナウイルスワクチン対策室と協議を進め、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳を所持している方など、基礎疾患の定義に含まれる方々について、6月29日からワクチン接種の先行予約ができるようになりました。

また、7月1日から障害者福祉施設等に従事する職員の方々について、ワクチンの先行予約ができることになりました。さらに、入所系施設の利用者及び職員の方々につきましては、施設内での集団接種もできるよう調整を進めております。

## ② 地域生活支援拠点

岩槻では地域部会ができ、生活支援拠点の話し合いの土台ができてきていますが、区で取り組む部分と、さいたま市で取り組む部分と整理していかないと、実効性が伴わなくなると考えられます。

潜在的にリスクがある人を把握すること、相談・支援のルートなど、全体的に定めていくことが必要です。入所施設・ヘルパー・さまざまな事業所が理解、協力してくれるような、連携・協議の場が必要です。

### 【回答案】

こちらは、地域自立支援協議会にお諮りする前に、8月31日に予定されている相談支援部会の場で検討してから、あらためて本協議会に諮らせていただきたいと思いますと考えております。

## ③ 相談支援専門員、事業所の不足

計画相談の需要に対し、相談支援専門員や事業所が大きく不足しています。このままでは、利用したいと希望される方が、計画相談を利用できなくなります。早急に対応策を検討していただければと思います。

### 【回答案】

相談支援従事者やサービス管理責任者については、規定の研修を修了することがその要件とされており、その研修の実施主体は都道府県又は都道府県知事の指定した研修事業者とされています。実施主体である埼玉県に対し、研修回数や定員について問い合わせたところ、講師不足等の理由で研修の拡大は難しいとのことでした。

なお、相談支援事業所については、障害福祉サービスの指定申請をする事業所に対して、併せて相談支援事業所の申請の検討を促すなどしております。

引き続き、相談支援専門員や事業所の不足が解消できるよう、協議会等の皆様と一緒に取り組んでまいります。